相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市阿部倉一二六〇番地、最後の住所千葉県松戸市六高台四丁目九三番地六実マンション三〇九号
被相続人　亡　宮園　晴之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
千葉県柏市旭町一丁目一番二号ＹＫ一七ビル七階柏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区下丸子四丁目四一八番地、最後の住所東京都八王子市八幡町九番四一五〇一号
被相続人　亡　小林　満枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階
りんどう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区常盤台一丁目五九番地四、最後の住所東京都板橋区富士見町二四番一七一〇四号
被相続人　亡　松村百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区野沢四丁目二四七番地、最後の住所東京都世田谷区深沢五丁目二番九一八〇二号
被相続人　亡　齊藤　元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル八階八〇二号室弁護士法人一番町綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神崎　浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡境町大字大歩四一七番地、最後の住所東京都練馬区大泉町三丁目二四番九号
被相続人　亡　中久喜和枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市めじろ台一丁目二七番地四、最後の住所東京都八王子市長沼町一〇四番地二七五
被相続人　亡　牧田　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大久保一丁目一八四番地、最後の住所東京都目黒区東山三丁目二三番一号
被相続人　亡　山田　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座ＤＴビル四階
相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区蒲田三丁目一〇番地、最後の住所東京都大田区東蒲田二丁目一六番六号
被相続人　亡　山岸　ミキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
事務所東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区北大塚三丁目二三七一番地、最後の住所東京都練馬区関町北五丁目一四番二八号
被相続人　亡　小林　成吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
事務所東京都千代田区神田富山町二四番地
神田富山町ビル六階みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代田六丁目一〇五五番地、最後の住所東京都練馬区豊玉北五丁目二五番八号
被相続人　亡　嶋崎　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
事務所東京都中央区銀座二一五一五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区岸町一丁目三番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘一丁目六四番六一五一〇号
被相続人　亡　森川　吉男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
横浜市中区海岸通一一三海事ビル五階
相続財産管理人　弁護士　濱田　卓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市上宝町蔵柱一九五五番地、最後の住所岐阜県高山市上宝町蔵柱一九五五番地
被相続人　亡　谷畑　えず

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
事務所岐阜県高山市上岡本町七丁目四五二番地の一新興自動車株式会社本社ビル二階
相続財産管理人　弁護士　中屋　利洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加東新町二丁目一四五番地、最後の住所岐阜県各務原市那加東新町二丁目一四五番地　那加団地一棟三一一号
被相続人　亡　高橋　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
静岡県浜松市浜北区宮口二〇〇九番地の八
相続財産管理人　司法書士　髙林　利次

本店移転についてのお知らせ

当社は、平成二十九年四月一日をもって、本店を左記のとおり移転しましたのでお知らせいたします。

記

新所在場所　神戸市須磨区寺田町三丁目一番八号
旧所在場所　神戸市須磨区大池町三丁目一番二六号

平成二十九年四月三日
神戸市須磨区寺田町三丁目一番八号
株式会社アマデラスホールディングス
代表取締役　坂井　幸嗣